

国際交流振興基金の援助基準

1992.4.20 国際交流委員会決

1993.4.5 国際交流委員会改

<対象>

援助対象は国際交流振興基金規程の第4条（対象）に掲載のものとする。

- (1) 本会の研究成果を海外へ紹介する出版物の翻訳・編集・刊行，広報活動等
- (2) 海外学協会役員，著名建築家，科学者，技術者，名誉会員の招聘
- (3) 役員・委員等の海外学協会，国際会議への派遣
- (4) 委員会，支部等が行う国際活動および交流
- (5) 自然災害等海外から支援を求められた場合の助言，研究者の派遣
- (6) 在日留学生，在日外国人技術者との交流，帰国後の情報交流
- (7) 訪日視察団等に対する助言，交歓等
- (8) その他必要とみとめる国際交流に係わる調査等

<内容>

- 1．学会（委員会）が主催または共催する事業・活動であること。
名目的な共催の事業，および後援・協賛の事業には援助しない。
- 2．国際会議等の準備などに対するものは，開催時における本会の立場が1項に該当すること。
- 3．研究助成ではないものであること。

<援助の費目，援助額の基準>

援助の費目，援助額の基準は以下の原則によるが，実情に応じて国際交流委員会が決定する。

- 1．派遣・招聘等の旅費
 - ・旅費の額は，以下の額を上限とし，かつIATAのエコノミークラスの航空運賃の額を超えない。

ヨーロッパ・北米等	300,000円
アジア・オセアニア等	200,000円
- 2．外国人の招聘
 - ・滞在費は1日20,000円を上限とし，学会で拘束する日数を基準とする。
 - ・講演謝礼は50,000円を上限とする。
 - ・国内移動のための費用は実費とする。
- 3．外国人講師によるシンポジウム等への援助
 - ・通訳料・翻訳料は実費とする。
 - ・会場費，資料費，雑費等は通常の委員会主催のシンポジウムと同様，参加費でまかなう。

<補足>

- 1．援助事業の報告は必ず「建築雑誌」に投稿し，成果を会員に還元する。
- 2．申請時に費用算定根拠を明示する。